

瑞穂町談合情報対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合の具体的な対応等について定め、的確な対応を行うことにより入札の適正を期すことを目的とする。

2 基本的対応

基本的に、次の場合には管財課において事情聴取を行うこととする。

- (1) 情報提供者が匿名で、落札決定前に通報してきた場合
落札予定者を明示している場合
- (2) 情報提供者が匿名で、落札決定後に通報してきた場合
談合した者の氏名を明示し、さらに談合の日時、談合の場所のいずれか1つ以上を明示している場合
- (3) 情報提供者が氏名を明らかにし、落札決定前に通報してきた場合（マスコミが間接的に通報してくる場合を含む。）
談合した者の氏名を明示し、さらに談合の日時、談合の場所のいずれか1つ以上を明示している場合

3 具体的対応

- (1) 入札執行前に談合情報を把握した場合
入札執行前に入札参加全業者を対象に、事情聴取調書（入札前）に基づき事情聴取を行う。
談合の事実が確認された場合
入札を中止し、新たな入札参加者により入札を行う。
談合の事実が確認されない場合
談合情報において、入札件名、落札予定業者名及び落札予定価格のいずれもが明示されている場合で、入札の結果、談合情報と同じ業者が落札した場合は、落札者から談合の事実の有無を再度確認し、誓約書を徴収する。
- (2) 上記2 基本的対応に該当しないことにより事情聴取を行わないで入札を執行する場合は、入札時に以下のことを通告する。
入札執行前に談合疑惑の通報があったこと。
入札に当たっては、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならないこと、及び関係法令の遵守。
談合が事実であることが判明すれば、入札は無効となり、その入札への参加資格を

失うのみならず、契約を解除し相当の損害賠償請求をすることがあること。

(3) 入札執行後契約締結前に談合情報を把握した場合

入札参加者全員に、事情聴取調書（入札後）に基づき事情聴取を行う。

談合の事実が確認された場合

契約を中止し、新たな入札参加者により入札を行う。

談合の事実が確認されない場合

誓約書を徴収して契約を締結する。

(4) 契約締結後に談合情報を把握した場合

入札参加者全員に、事情聴取調書（入札後）に基づき事情聴取を行う。

談合の事実が確認された場合

契約の履行期限等を考慮して、契約を解除するかどうか指名業者選定委員会で検討する。

談合の事実が確認されない場合

誓約書を徴収する。

(5) 以上のほか必要があるときは、関係課の同席を求めることがある。また、入札参加業者以外の関係者からも、事情聴取を行うことができるものとする。

4 公正取引委員会への通報

(1) 上記3 具体的対応により事情聴取した結果、談合の事実が確認された場合は、その情報を公正取引委員会へ通報するものとする。